
第 1 回富岡町くらし向上委員会

日 時：平成 29 年 10 月 12 日（木） 13:30～16:00

場 所：富岡町文化交流センター 2 階 第 1 会議室

事務局：林企画課長、遊佐主幹、原田課長補佐兼まちづくり係長

受注者（日本工営）：吉田、鷹島

- 配付資料：
- ・富岡町くらし向上委員会 委嘱状交付式 次第
 - ・富岡町くらし向上委員会 委員名簿
 - ・第 1 回富岡町くらし向上委員会 次第
 - ・資料 No. 1. 富岡町くらし向上委員会設置要綱
 - ・資料 No. 2. 現状確認及び公表の工程について
 - ・資料 No. 3. 公表資料について
 - ・資料 No. 4. 2017 復興カレンダー
 - ・資料 No. 5. 富岡町の現状と復興に向けた取り組み
 - ・資料 No. 5-1. 富岡町の現状と復興に向けた取り組み（補足資料）
 - ・第 3 回帰還に関する考慮要件の現状評価
 - ・富岡町災害復興計画（第二次）

< 議事概要 >

(1) 委嘱状交付式

遊佐：富岡町くらし向上委員会の委嘱状交付式を執り行う。

町長：委嘱状、相原勝吉殿。富岡町くらし向上委員会委員を委嘱する。委嘱期間は平成 31 年 3 月 31 日までとする。平成 29 年 10 月 12 日富岡町長宮本皓一。

町長：委嘱状、秋元正國殿。以下同文。

町長：委嘱状、猪狩隆殿。以下同文。

町長：委嘱状、猪狩義行殿。以下同文。

町長：委嘱状、猪狩いづみ殿。以下同文。

町長：委嘱状、石澤弘幸殿。以下同文。

町長：委嘱状、石田順一郎殿。以下同文。

町長：委嘱状、志賀由紀夫殿。以下同文。

町長：委嘱状、高村昇殿。以下同文。

町長：委嘱状、武藤孝雄殿。以下同文。

町長：委嘱状、横須賀幸一殿。以下同文。

町長：委嘱状、渡辺和則殿。以下同文。

町長：委嘱状、渡邊達生殿。以下同文。

町長：本日は、富岡町くらし向上委員会にお忙しい中ご出席を賜り、誠にありがとうございます

ございます。また、皆様に委員の委嘱をお願いしたところご快諾を頂いたこと、御礼申し上げます。さて、当町は町内の一部が避難指示を解除され、本格的な復興に取り組み始めたところである。これまでを振り返ると、皆様方のご協力・ご支援の下、第二次復興計画を基本とする各種アクションプランに基づいた復旧・復興事業を計画的に取り組んできたものと自負している。復旧・復興事業を進めていく過程においては、町の現状を評価いただくとともに、様々なご意見を頂きながら、さらなる復旧・復興の加速化を図り、時には、事業工程の見直しを行うなど、着実に取り組んできた。避難指示解除が目的ではなく、更なる町内の生活環境の向上、そして、やむを得ず町外で避難生活を送らなければならない町民の皆様に対する支援、帰還困難区域の再生など、当町にとって取り組まなければならない復興事業が数多くある。故郷あつての町民であり、町民あつての故郷であることを再認識し、本委員会の名称をくらし向上委員会とした。町のさらなる復旧・復興、そして発展を目指し、本日委嘱した皆様の各分野における専門的な知見を活かしたご提言を頂きながら、町民の思いあふれる街の姿を町民の皆様を示し、人と町がつながりを持ち続けられるよう、そして、いつまでも町民の皆様を迎えられる地域でありたいと思っている。委員の皆様にはより良いご提言を頂き、町の復興が一層進むことをご期待し、ご挨拶とする。

遊佐：以上を持ち、富岡町くらし向上委員会委嘱状交付式を終了とする。ここで、町長公務のため退席させていただきます。

(2) 委員の紹介

遊佐：引き続き、第一回富岡町くらし向上委員会の次第に基づき、進めさせていただきます。

はじめに、ただいま委嘱状を交付した皆様方を名簿順にご紹介する。相原勝吉様におかれては、東双不動産管理㈱の取締役であり、住宅事情に精通しておられる。住環境に関するご意見を賜ればと思う。続いて、秋元様におかれては双葉地方町村会常務理事である。双葉郡内外の情報や今後の広域連携のご意見を賜ればと思う。続いて、猪狩隆様は富岡町社会福祉協議会の事務局長である。介護福祉に関するご意見を賜ればと思う。続いて、猪狩義行様は双葉地方広域市町村圏組合富岡消防署の署長である。防災・防火に関するご意見を賜ればと思う。なお、本日は鈴木消防士が代理で出席いただいている。続いて、猪狩いづみ様は富岡町教育委員である。教育に関するご意見や、女性の視点での子育てに関するご意見を賜ればと思う。続いて、石澤弘幸様は富岡町立とみおか診療所の事務局長である。医療に関するご意見を賜ればと思う。続いて、石田順一郎様は国立研究開発法人日本原子力研究開発機構福島技術本部福島環境安全センターの嘱託であり、福島県原子力発電所の廃炉に関する安全監視協議会の構成員並びに富岡町除染検証委員である。本日は、安全監視協議会として福島第一原発の視察に行っており、

紹介のみとなる。主に放射線防護に関する見解などのご意見を賜れればと思う。続いて、河津賢澄様は福島大学共生システム理工学類の特任教授であり、富岡町除染検証委員会の委員長である。本日は県外での講義活動のため、紹介のみとなる。主に町内における除染に関するご意見を賜れればと思う。続いて、志賀由紀夫様は東邦銀行富岡・大熊支店の支店長である。地域経済に関するご意見を賜れればと思う。本日は、菅原支店長代理に出席いただいている。続いて、高村昇様は長崎大学原爆後障害医療研究所教授である。放射線リスクコミュニケーションに関するご意見を賜れればと思う。本日は同研究所より折田さまが代理で出席いただいている。続いて、中潟宏昭様は富岡町立富岡第一中学校の校長である。学校・教育に関するご意見を賜れればと思う。続いて、武藤孝雄様は福島県双葉警察署の副署長であり、双葉地域の復興治安対策官である。治安に関するご意見を賜れればと思う。続いて、横須賀幸一様は富岡町商工会の事務局長である。商工業の事業再開や雇用などのご意見を賜れればと思う。続いて、渡辺和則様は町復興の羅針盤ともいえる第二次富岡町災害復興計画検討委員会の委員長である。計画と復興の歩みを踏まえて更なる発展を見据えたまちづくりの視点でご意見を賜れればと思う。最後に、渡邊達生様は富岡町農業復興組合の組合長である。農業に関する農地保全や営農再開に関するご意見を賜れればと思う。以上、15名の委員で進めさせていただく。

遊佐：続いて、企画課の職員を紹介させていただく。企画課長の林、課長補佐兼まちづくり係長の原田、企画課主幹の遊佐である。最後に、会議の運営・補助をお願いしている日本工営（株）が同席し、議事録などを作成している。それでは、次第3 富岡町くらし向上委員会の設置の趣旨について、林課長より説明する。

(3) 富岡町くらし向上委員会の設置の趣旨について

林企画課長：昨年までは、避難指示解除と帰町に向け、町の現状の把握や状態を評価していただいた。本委員会では、町的生活環境を幅広く確認し課題を抽出いただくとともに、更なる生活環境の向上の取り組みについてご提言を頂きたい。また、様々な事情で町外での生活を続けざるを得ない方々へのご支援についてもご提言を賜れればと思う。町としては、本委員会からのご提言を基に、今後のまちの施策を検討し、次年度以降の予算編成にも影響させたいと考えている。活発かつ忌憚ないご意見を賜れればと思う。本委員会では、富岡町議会議員をオブザーバーとしてご案内したいと思うので、ご承知おきいただきたい。また、議論の過程で復興庁や環境省の職員のご意見を聴衆することが必要であれば、職員の方に質疑応答するような機会も作っていききたい。詳細な趣旨については、原田課長補佐より、具体的な話をしてもらう。

原田課長補佐：資料 No. 1 の富岡町くらし向上委員会設置要綱に基づき、説明させていた

だく。第 1 条では、設置趣旨を記載している。現状の確認をしていただき、さらなる生活環境の向上を図る取り組みを専門的・多角的な視点でご意見をいただくという委員会として設置する。第 4 条の任期は、平成 31 年 3 月 31 日までとしている。第 5 条では、委員長と副委員長を置くこととし、委員長は町長が指名、副委員長は委員長が指名する。第 6 条の会議については、委員以外のものを出席させ、説明又は意見を求めることができるとし、環境省や議会議員もこの中に含まれる。また、本会議は原則公開としている。

(4) 委員長・副委員長の選出について

遊佐：ここまででご質問はあるか。ないようなので、次第 4 議事に移る。議事(1)委員長・副委員長の選出についてである。町長より、これからの復興計画は第二次復興計画が基本であり、本計画を取りまとめていただいた渡辺和則さまを指名し、復興の歩みを確認したいと承っている。渡辺さまは委員長席にご移動の上、ご挨拶をお願いしたい。

渡辺委員長：富岡町第二次復興計画の委員長を務めていた関係で、ご指名があったと認識している。富岡町に足を運ぶたびに、土地の復興が加速し、目まぐるしく変化している状況が見受けられる。第二次復興計画では、復興はもちろん、それに伴い、人の心の復興も両輪として進めていくことを大きな理念とした。帰還が難しいという声はまだ多いと思うが、障害をどのように取り除くか、どのように復興を加速させていけるか、皆さんと検討していきたい。帰町している町民の悩みについて検討することはもちろん、帰還を考えている人や帰還できない人の不安や障害も取り除くために、色々な方策を検討したい。お力添え、ご協力のほどよろしくをお願いしたい。

遊佐：委員長が選出されたので、議長を委員長にお願いします。

渡辺委員長：富岡町くらし向上委員会設置要綱第 5 条 2 項によると、副委員長は委員長が指名により決定することになっている。双葉郡の中心に位置する富岡町の復興には、隣接市町村との連携が欠かせないものとなる。そのような観点から、双葉地方町村会の常務理事である秋元正國さまをお願いしたい。

秋元副委員長：ご指名いただいた双葉地方町村会の常務理事をしている秋元正國である。昨年度までは帰町検討委員会の委員として協力してきた。また、双葉地方の復興・創生のために広域連携という視点で様々な会議にて連携調整をしてきている。今後も広い視点で富岡町の復興・発展の一助となればと思う。よろしくをお願いしたい。

渡辺委員長：議事に従って進める。議事(2)現状確認及び公表の工程について、事務局より説明を求める。

(5) 現状確認及び公表の工程について

原田課長補佐：資料 No. 2 現状確認及び公表の工程について、本委員会の年間のスケジュ

ールからご説明する。本委員会は年間二回開催することを予定している。本日の第一回目には、町の現状を確認して頂くとともに、公表する資料を検討する。先を見据えた忌憚のないご意見を頂ければと思う。第二回は 11 月 21 日を予定しており、本日の資料にご意見などを踏まえてバージョンアップした資料をご提示したいと考えている。その後の流れとしては、ご意見を基に、各担当課などで事業実現に向けた検討や予算措置などを行い、次年度以降に反映させていきたい。ご意見の中には短期的なものや中長期的なものもあるため、次年度の 5 月中旬ごろに事業や予算措置などを確認させていただき、10 月に再度、現状確認とご意見をいただきたいと考えている。

渡辺委員長：議事(2)について、質疑はあるか。ないようなので、議事(3)公表資料について、事務局より説明を求める。

(6) 公表資料について

原田課長補佐：本委員会は帰町検討委員会の後継委員会であると申し上げた。まずは資料 No. 3 にて、帰町検討委員会で公表した資料について説明する。帰町検討委員会では、まち・ひと・しごと創生総合戦略である帰町計画に基づいた現状評価に意見をそえて公表している。公表している資料としては、「第 3 回帰還に関する考慮要件の現状評価」と「資料 No. 5 (帰還に向けた町の取り組みと富岡町の現状)」である。資料 No. 5 は、町のホームページで公開している。本委員会の公表資料の事務局案を提示したい。くらし向上委員会の提言書、要約した議事録、資料 No. 4 (富岡町の現状と復興に向けた取り組み) を考えている。この案でよいか議論いただきたい。

渡辺委員長：議事(3)について質疑はあるか。ないようなので、そのようにする。議事(4)富岡町災害復興計画(第二次)の進捗状況及び町の現状について、事務局より説明を求める。

(7) 富岡町災害復興計画(第二次)の進捗状況及び町の現状について

原田課長補佐：資料は、「第二次復興計画」、「資料 No. 4」、「資料 No. 5」、「資料 No. 5-1」の 4 点である。第二次復興計画は、平成 27 年 6 月に渡辺委員長のもとで作られられたものである。44 ページから 46 ページにわたり、基本方針を実現するための重点プロジェクトを進める復興スケジュールが記載されている。今日まで、スケジュールに沿って、あるいは見直しをしながら復旧・復興事業に取り組んでいる。第二次復興計画は「生活再建支援」、「インフラ復旧・拠点整備」、「産業再生・創出」、「福祉・教育」、「除染」の 5 つの視点から計画されている。このスケジュールに沿った事業がどのように行われているかを示したものが、資料 No. 4 である。上段には計画、下段に町や関係機関の取り組みを記載している。「生活再建支援—ふるさと富岡の心のつながりづくりの推進—桜を通じた心の復興」を例にして説明する。計画では、H27 年度より夜

の森以外への桜の植樹、夜の森の桜の手入れ・植え替えとしている。また、計画に基づき夜の森さくらプロジェクト（夜の森桜並木の桜を植樹する事業）を開始している。平成28年の3月ごろには、枝分けした桜を沖縄県、佐賀県、山梨県、愛知県で植樹している。また、今年度はさくら基金活用事業の検討に入っている。さらに、宇宙桜の寄贈・植樹を曲田地区で予定している。維持管理においては、平成25年から町内桜保全管理として、施肥や剪定等を行っている。このように、多岐にわたる事業について各関係課にヒアリングし、事業の進捗について図示している。資料No.5では、富岡町の現状とこれからの取り組みをまとめている。資料No.5を簡略化したものが資料No.5-1である。資料内容としては、昨年度公表した「帰還に向けた街の取り組みと富岡町の現状（第4版）（平成28年10月17日作成）」の更新版であり、帰町計画で示した考慮要件（安全の確保・生活に必要な機能の回復）に、人口の推移や林業・水産業、保育環境を追加している。現在の人口は13,298人であり、避難状況としては、県内10,665人、県外4,191人、国外15人である。また、町内居住者は304人である。除染作業としては、フォローアップ除染を3つに分け、①住民からの要望によるもの（進捗率59%）、②事後モニタリングによるもの（進捗率10%）、③関係機関との調整が必要なものとして示している。帰還困難区域においては、除染工法を決定している。たとえば、土壌剥取厚及び砂利剥取厚が5cmとして決まっている。また、帰還困難区域と隣接している深谷地区や大熊町との町境については現在進められている。里山再生モデル地区にグリーンフィールド富岡周辺を選定し、除染作業が完了している。また、遊歩道周辺の表土剥ぎ取り作業を実施する予定である。放射線量の推移としては、走行サーベイにより町内全域の空間線量率を測定しており、今年6月時点で平均0.393 μ Sv/時間である。放射線物質に汚染された廃棄物の管理・処分としては、旧フクシマエコテッククリーンセンターの情報発信拠点を平成30年夏ごろに運営開始する予定である。仮置場からの搬出計画としては、これまでに約4万袋を搬出しており、中間貯蔵施設の整備状況にもよるが、段階的に搬出量を拡大する予定である。環境省からは、町内には120万袋が保管されており、帰還困難区域から搬出される量は20万袋を想定しているとのことである。放射線モニタリングとして、新たな取り組みでは、水道水の安全・安心を再確認いただく「浄水場の見学会」を開催する予定である。原子力発電所の安全対策としては、福島県で廃炉に向けた取り組みに関する広報誌を発行している。町では町民参加による福島第一原発の視察を開催しており、東京電力では福島第一原発の視察受け入れ態勢を充実させているところである。防災としては、双葉警察署が平成29年3月30日から本署を再開し、平成29年9月1日から訪問型町内パトロールを実施している。また、防犯カメラ設置補助も平成29年度より開始している。防火としては、平成30年4月に富岡消防署の移転・新築を目指している。また、富岡町消防団

組織体制の見直しを実施し、3地区6方部の実働班としている。防災については、避難路である小野富岡線を平成30年代前半までに完成させる予定である。また、富岡大越線の拡幅工事は平成31～32年度に着手する予定であり、JRこ線道路橋は、平成32年度に完成予定である。さらに、住宅向け戸別受信機の貸し出しを平成29年4月より実施している。ライフラインについて、上水道では帰還困難区域で先行除染を実施した道路周辺地区を対象に、水道管調査及び水道メーターの止水作業を実施することで調整している。公共交通については、JR常磐線竜田駅～富岡駅の再開通を平成29年10月21日に予定しており、バス及びデマンド交通が平成29年4月から開始している。住宅については、災害公営住宅（戸建て64戸、集合住宅40戸）が整備完了している。買い物環境では、富岡駅の再開に伴い駅前物販・飲食併設店舗“さくらステーションKINONE”がスタートする。また、居宅介護事業所が平成29年4月より再開している。地域包括支援センターの設置について、当初は町役場を想定していたが、いわき・郡山方面の充実という点から、方針を見直ししている。医療については、富岡中央医院が平成29年4月より開院しており、ふたば医療センター開設準備室を学びの森に設置している。金融・郵便宅配について、金融では4店舗（あぶ信、大東、東邦、福島）が再開されており、郵便では富岡郵便局が再開されている。宅配では、佐川急便が3月から、ヤマト運輸が8月から再開している。公益サービスについて、役場は本庁、いわき支所、郡山支所である。なお、三春及び大玉出張所を郡山支所に統合している。農業については、農業アクションプランに基づき取り組んでいるが、営農意向調査を年内に実施し、その結果を踏まえて個別事業計画を作成する予定である。林業・水産業については、森林台帳整備に着手しており、小中学生を対象とした森林学習を開催している。水産業については、漁港復旧事業に着手しており、共同利用施設が平成30年度内に完成予定である。また、鮭繁殖施設及び築場の復旧を検討している。商工業については、産業振興課で事業再開企業マップの作成検討を始めている。また雇用という面で、富岡産業団地（上郡山、太田地区）整備に向け用地の交渉中である。保育環境については、未就学児受け入れ再開に向けた意向調査を実施している。またその結果を受け、福祉計画策定検討委員会にて未就学児の保育のあり方を協議中である。教育環境について、小中学校を富岡第一中学校に集約し、平成30年4月に再開予定である。また、中学校体育館復旧工事に着手し、屋内プールの新築を予定している。さらに学校再開に向け、保護者の意向を確認中である。郷土文化については、スポーツセンターを中心とする設備を先行的に修繕済みである。また、麓山の火祭りの町内再開に向けた協議を開始している。スポーツレクリエーションについては、富岡町文化交流センターを平成29年4月に再開しており、社会教育活動を平成30年4月より再開したいと考えている。また、各種大会の実施も検討している。

渡辺委員長：資料が多数あり、お目通しが難しいと思うが、次回までにお目通し頂きたい。今の時点で、資料に関わらず確認したいことがあれば、意見を頂きたい。

相原委員：資料 No. 5-1 の 2 ページの 3 番目について、災害公営住宅関係を合計すると 104 棟であるが、現状の世帯数で戻ってきている方々は、人口に対して 2%にも満たない。まず、104 棟の住居状況をお聞きしたい。また、町営住宅の今後の対応をお聞きしたい。曲田地区や富岡町内では、アパートの新築工事が終わっているところや、今後事務所を建てたいということで、来年の契約が進んでいるところもある。町としての災害住宅関係と町営住宅関係の対応をお聞きしたい。

渡辺委員長：事務局より説明を求める。

林企画課長：まず災害公営住宅の詳細としては、戸建て住宅 64 戸は既に供用されている。集合住宅については、1 棟（40 戸）が供用済みである。残りの 1 棟（50 戸）を整備中であり、年内には完成させ、年明けから入居が始められる状況にしたい。戸建て住宅 64 戸の内、政策的に空き家になっている部分もあるが、概ね 8 割方は入居いただいている。集合住宅 1 棟（40 戸）については、8 割方の申し込みがあるが、引っ越しの準備をしている段階であり、実際は 8 割までは入っていない状況である。避難指示解除地域の町営住宅については、被害調査の結果を踏まえ、費用対効果から修繕よりも 2 か所を残して全て解体した方がよいと考えている。残す 2 か所は、王塚地区にある築年数が浅く被害の程度が低い住宅である。帰還困難区域の町営住宅については、被害調査も済んでいない。ただし築年数が浅く状態もよいことから、被害調査の結果にもよるが、基本的には残して再利用していきたいと考えている。

渡辺委員長：他に意見のある方はいるか。

秋元副委員長：資料 No. 5-1 のライフラインについて、上水道はあるが、その他の下水道等は省いているのか。また資料 No. 4 が提示されているが、これについて質問して良いのか確認したい。

渡辺委員長：説明を求める。

林企画課長：資料 No. 5-1 については、本年 3 月末から半年が過ぎたということで、新たに動きが出たものを抜き出し記載している。昨年からの状況を含めたライフラインについては、資料 No. 5 の 29 ページに記載している。概略としては、避難指示解除区域については、上下水道・電気通信は復旧している状況である。帰還困難区域の特に下水道については被害調査が済んでおり、復旧設計まで既に終わっている状況である。特定復興再生拠点の設定がなされ、帰還困難区域の再生に取り組むと同時に復旧工事を始めていく計画になっている。避難指示解除区域の電気については、申し込みにより復旧の判断をしている。帰還困難区域については、家屋の判断がまだされておらず、家屋の状態によっては火災等の原因になるため、東北電力から通電は少しお待ちいただきたいとのことである。

原田課長補佐：資料 No. 4 については、次回詳しくご説明したいと思っている。10 月に入ってから、PDCA の取り組みについて各課にヒアリングしている。しっかり取り組んでいるか、見直しが必要か、なぜ取り組めないのかといった原因等を分析し、さらに発展させるという意味で確認した。これまで町が時間軸に合わせた復興線を示すのは、今回が初めてである。試行錯誤しながらであるが、精査し、次回にでもお示ししたい。

渡辺委員長：資料についての意見は、この後の議事(5)で行いたいと思う。

(8) 意見交換

渡辺委員長：議事(4)については終了とする。続いて、議事(5)意見交換であるが、ここまでの説明を含めて、資料に関わらず意見や、この委員会に対する提言・提案があれば忌憚ない意見をお願いしたいと思う。

渡辺委員：個人住宅を誰かに貸し出すという場合は、空き家バンクのように町を經由せずに、個人間のやり取りが原則なのか。私の行政区でも見受けられるが、管理はしているものの、ごみ集積所を獣類やカラス等が荒らしてしまう。震災前であれば、回覧板等で周知していたが、個人の住宅に誰が入っているのかほとんど不透明である。

渡辺委員長：事務局に説明を求める。

林企画課長：ご指摘の部分は、我々も懸念している。12 月の定例議会で、事業者が町内に宿舎を建てたり借りたりする場合の届出制度を、条例として制定する準備をしている。檜葉町や広野町なども同様の取り組みをしており、その流れを汲みたい。10 月 1 日現在で 304 名ほどの居住届があるが、全てが震災前の町民ではなく、新たに引っ越してきた方も含まれている。その方々については、居住届を提出されたときに窓口で情報の周知をしている。ただ、仮の宿舎などの居住者については、把握できていないのが現状である。その観点から、条例制定をし、住民登録をせずに町内に居住されている方や宿舎を利用される方を把握していきたい。12 月の定例議会で制定し、12 月以降に動ければと思っている。

渡辺委員長：他に質疑はあるか。

石澤委員：とみおか診療所について、平成 28 年 10 月から週 3 日、平成 29 年 4 月からは週 5 日で診療している。1 日当たりの患者数は、平均 10 名程度から 20 名程度になり、先月あたりから 30 名程度に増加している。10 月に入ってから 40 名程度である。内訳は川内村、檜葉町、避難先のいわき地区、小高地区である。特に、小高地区の医療機関から紹介を受けた患者が増えている。ただ、この内 3 割程度が作業員の一般健康診断や電離健診であり、医療保険等での診断は 7 割程度のため、現状では 20～30 名程度を推移している状況である。檜葉町の県立ふたば復興診療所（ふたばリカーレ）へ、全体的に利用者が移行しているため、需要があれば拡張も検討したい。昨年 10 月から第 2、第 4

土曜日に精神科のメンタルケアを開始しているのでそちらも利用してもらいたい。双葉医療センターは、来年4月からの開所を予定している。県立の30床ほどの病院であるが、どのような機能を有するのか気になるところである。昨日、相双で地域医療構築会議があり、双葉医療センターの位置付けについて話し合ったが、方向性は未定である。医療構築を厚生労働省に提出するために作成中であるが、病床の形態の大幅な変更（高度医療、急性期、回復期、慢性期の病床の廃止）や、在宅医療への移行が国の考えである。相双地域においては、高齢者が多いことから、高度医療よりも慢性医療の需要が高いと思われる。双葉医療センターの立ち位置が具体的に明記されていないが、当初は5年間だけ運営し、大熊町の病院を再開させた暁には廃止するという考えであったものの、反発があり恒久的に運営するようである。ただし、救急医療のみの運営としているが、救急の事例が何件あるのかという点が問題である。昨日の会議では、南相馬地区やいわき地区において病床数の不足により退院せざるを得ないものの在宅治療が難しい患者に対する回復医療としての役割を担ってもらうように、相双地域から県へ要望することとなった。また、慢性医療の規模が小さくなっていくことから、在宅医療の役割も双葉医療センターに担ってもらいたい。これらの双葉医療センターの機能・役割分担について、町からも県へ要望してほしい。

渡辺委員長：ご要望ということによろしいか。他に質疑等はあるか。

相原委員：再確認であるが、渡邊委員が質疑したごみ問題についてである。現在、リフォーム関係の工事を受注しており、リフォームによる一般廃棄物が発生すると思われる。住民の届出制度は12月ということであったが、現時点で届出を出してもいいのか。

林企画課長：居住届があるというお知らせしていただければ大変ありがたい。居住届を頂ければ、ごみの出し方などの情報を差し上げられる。ただし、居住届を出すということは住民になるということであるため、まずは宿舎に入るということを住民課にご相談いただきたい。居住届を出さなくとも、情報を差し上げることは可能である。

渡辺委員長：その他に質疑はあるか。

武藤委員：住居関係であるが、宿舎の方にも届出制度を設け、実態を把握していくことは有効と思う。一方、土地の利用について、色々ところで住宅の解体やアパートの新築工事が行われているという現状である。土地の利用についても規制し、街並みをどうするのかを考えておかなければ、至る所にアパートや宿舎ができてしまうが、どのようにお考えか。

林企画課長：都市計画の話であり、富岡地区、夜の森地区については、都市計画の用途地域に設定されている。用途に合致する建築物であり、建築基準法等の法令に従っていれば、拒むことはできない。また、集合住宅や宿舎が建てられないという規制は難しい。届出制度の条例や、近隣住民への事前説明が必要と

いう指導等で対応したい。

武藤委員：建物の大きさや管理などの届け出制度ということか。

林企画課長：それを想定している。

秋元副委員長：資料 No. 4 の 1 ページの生活再建支援の計画・実績であるが、9 月 30 日に「ふたばワールド in とみおか」が行われ、1 万 300 人という今までのふたばワールドの中で最も来客数が多いイベントとなった。今年からはえびす講市も再開されることから、このようなイベントを通じて、町民のふれあいの場所を作ることが必要である。また、里帰りの機会づくりや夜のイベント等も必要ではないか。昔やっていた「ふるまい」を何度か繰り返すなど、里帰りの機会を作ることが有効である。避難された方々に、現状を見ていただく機会を増やすことで、コミュニティ再生を目指すのはいかがか。

林企画課長：ご提案としてお受けする。イベント再開・実施を通じ、町民や避難者の方々と繋がりを保つことによって、町内への居住を促進するというのは町長も常々気にかけていることである。里帰りに関するイベントについては、参考にさせていただく。町内の状況やタイミングを図りながら、計画していくことが必要と考える。

秋元副委員長：5 ページのインフラ関係であるが、10 月 21 日に富岡まで JR が再開するところである。ダイヤの問題であるが、東京で用があった場合、上野駅 18:00 発の電車でない、富岡まで公共交通で帰ってこれないということもあり、ダイヤを伸ばせるような働きかけをお願いしたい。私の立場としても機会があれば JR に要望したいと考えているが、現状では、代行バスも増えないと聞いている。たとえば、東京の最終便 20:00 発であればいわきに 22:00 着くらいであるが、これが富岡まで繋がるようなダイヤも必要ではないか。続いて 7 ページの農地の保全管理についてである。町内のあちこちでコスモスが咲いている状況であることから、景観を考え、耕作されていない土地をコスモス畑にするなどの取り組みができないか。併せて、町内の環境美化をご検討いただきたい。

渡辺委員長：事務局に説明を求める。

林企画課長：景観作物の観点から取り組むというご意見であり、大変有効なことかと思う。復興組合が実施している農地を保全作業の後に、そのような取り組みができないかと担当課に伝えたい。昔、減反政策の中で国から景観作物についても補助金が出ており、震災前から取り組んできたことであるため、担当課に検討させたい。

秋元副委員長：9 ページの福祉・教育関係について、平成 29 年度の実績として「町内なかよし広場・屋内遊び場の調査・検討」という項目があるが、気になるのは屋外遊び場についてである。昨今は様々な遊具があり、屋内よりも屋外で遊ばせるほうが体力向上に寄与するというデータもあるため、屋外遊び場について検討していただきたい。

林企画課長：例えば、町内を周遊して健康増進に繋げるために、休憩施設等を設置するのは大変有効かと思う。帰還困難区域の中ではあるが、夜の森の桜通りを中心としたルートを1時間で歩いた場合の消費エネルギーを周知したこともあり、このような観点から今のご意見を検討したい。

渡辺委員長：他に意見はあるか。

猪狩義行委員（代理：鈴木）：消防署として、防火の義務を果たしていきたいと考え、住民の方々に安心・安全を届けられるよう、時には消防車を走らせ警鐘を鳴らしているところである。富岡町役場の主管課と相談中であるが、11月9日から1週間の全国の火災予防運動について、婦人商工会の方々と共に曲田地区の曲田第一団地、第二団地を巡視する計画をしている。資料No.5の29ページにある帰還困難区域内の上水道について、平成29年度から先行除染をしながら調査を実施しているとあるが、火事を消すときには水が必要であり、現在の進捗状況や今後の見通し等、消火栓を活かせる計画があるのかについて確認したい。

林企画課長：避難指示解除地域については、すべての消防利水施設が使用可能である。また、水道企業団に管理を委託しており、定期的な状態の監視・修繕等を実施している。帰還困難区域については、水道本管から水を通すことは可能であるが、少し先で漏水が起きたり、各家庭に止水栓が閉まっていないため家屋が水浸しになってしまったりするという事例がある。福島復興再生特別措置法の改正に基づき、帰還困難区域内の復興再生拠点の計画を国から認定され、整備が始まれば、同じように復旧されていく。具体的な日程を言えないのは、まだ計画の認定を受ける前段の状態であるためであるが、復興再生拠点を国から認定いただくのは今年度の3月末を目標としている。また、消防の方々にお願いであるが、3ページ目の304人の内訳の地図をみると、町を中心ではなく周辺地域に広がっている。帰町された方々からは、消防団の車は通るが、見かけても声をかけてくれないという話もあるため、気にしていただければと思う。

渡辺委員長：確かに、帰還している方々は町内各地に点在しているという印象がある。一定の場所に戻ってきてほしいという思惑があったとしても、慣れ親しんだ場所に戻りたいと考えるのは自然である。これを踏まえて今後検討していきたいと考える。他に意見はあるか。

武藤委員：先ほどイベント関係の話があったが、今回のふたばワールドは事件・事故もなく無事に終了した。双葉警察署としては、道路の規制や学校の警備等で全面的にバックアップさせていただいた。翌日の富岡ロードレースについても、規制等を実施した。イベントは賑わいの創出や活性化に有効な手段である。ただ、道路を使用する場合には規制をする必要があり、計画が固まった段階での相談では、対応が難しい場合がある。警察署としても協力したいと考えているため、イベントの計画は早めにご相談いただきたい。町から関係機関

にもご連絡いただきたい。

渡辺委員長：要望でよろしいか。他に質疑はあるか。

渡邊委員：企画課の管轄外とは思いますが、シャッターが壊れており、ガラスが割れた状態の屯所が散見される。盗難が流行っていた時期もあったが、この状態でいつまでいるのか、ご存じの範囲で教えていただきたい。

渡辺委員長：事務局に説明を求める。

林企画課長：修繕されたものだと思っていたため、担当課に確認したい。もしかすると、消防団の再編の中で使用しないと判断され、そのままになっている可能性もある。ただ、修繕しないまでも塞ぐ等の手立ては必要と思うため、ご指摘以外の場所も含め、全体的に確認するよう話をしたい。

渡辺委員長：他に質疑はあるか。

猪狩いづみ委員：以前の帰町検討委員会では、帰町の要件についての具体的な検討であった。今回のくらし向上委員会では、暮らしと一口で言っても、色々な職業の方がおり視点多岐に渡っているため、難しい。今後、富岡町として事業をすると考えた場合、優先順位がなければくらし向上委員会の中で決断ができないのではないか。意見を集約するのは企画課だとは思いますが、委員としても現状や繋がりを考え、各自の立場を超えた意見を出さなければならないと思う。

渡辺委員長：事務局より説明を求める。

林企画課長：昨年の帰町検討委員会では項目ごとに、充足率を評価していただいた。くらし向上委員会でやることは、より難しいというのはおっしゃる通りだと思う。優先順位は大変重要だとは思いますが、気が付いた課題から一つ一つ解決した方が早いかもしれない。まずは、委員の方々が縛られずに、それぞれの立場で課題を出していただいた方が最後に纏めやすいと考える。

渡辺委員長：その他に意見はあるか。

猪狩隆委員：くらし向上委員会とは、避難指示が解除された富岡町内に暮らす市民の生活に重きを置いた提言をする場と捉えている。資料No.4を見ると、現状までの報告があり、平成30年以後の進め方について提言を行うということである。町の各課に対するヒアリングを経て、今後の展望も記載されていくと思うが、くらし向上委員会では、記載されたものに対して意見を示すのか。それとも、行政の考え方、富岡町に必要なもの、優先的に取り組むべきものを話し合う場にするのか。また、早急に整備しなくてはいけないものは、ある程度抽出されると思うが、整備には大きな課題もあると思われる。課題をどのような形で話し合っていくのか。

渡辺委員長：事務局より説明を求める。

林企画課長：何が必要なのか、どのように進めていくのかを取りまとめるのが理想である。予算編成が12月末から始まるため、今回と次回の2回では、現状の確認と課題の取りまとめのみになると思う。来年度以降については、課題に対す

る意見を付け加えて取りまとめたいと考えている。しかし、これについても委員の方々にご議論いただきたいところである。

猪狩隆委員：具体的な話としては、先日、福島大学で、双葉郡の住民実態調査がされている。その中で、帰還するにあたり生活で困ることという項目で最も多かった回答は、介護サービス施設の不足であった。たとえば介護の施設では、震災前に 48 事業所あったが、現在は 10 事業所程度しか再開しておらず、その最大の理由は人材不足である。くらし向上委員会では、介護施設を 2018～2020 年のいつ頃に再開させるという提言をしていくのか。それとも、再開させるために、どのような課題を乗り越えるのかを議論していくのか。

渡辺委員長：事務局より説明を求める。

林企画課長：いつまでに再開させることが必要かを提言することは難しいと思う。後者の再開させるための課題や、その課題を解決する考え方の提言となる。課題の解決方策まで踏み込んでいただけるとありがたいが、最低でも課題についての議論はしていただきたい。

石澤委員：県の補助金が平成 32 年度までという予定である。個人事業の場合には、補助金を活用しなければ再開できないのが現状である。実際、町からの委託費や県からの補助金を頂いても、金額が低いため損失金が出てしまう。この状態で補助金を打ち切られると、経営が成り立つかという話となる。民間にやってもらうには、せめて県の補助金の期間延長をしないと厳しい。取り掛かりたくても採算が合わないというのが、根本的な問題かと思う。

渡辺委員長：ご意見ということでよろしいか。

秋元副委員長：県が事務局として、今年で 3 年目となる双葉地方の医療等提供体制検討会が開催されており、双葉医療センター開設の検討もされている。現在の検討項目は高齢者対策であり、復興創生期間が終わる 2020 年以降についても議論しなければならない。町村会としては、平成 32 年度以降の復興財源を双葉地方が復興されるまで延長するよう要望しているところであり、皆さんにもご支援頂きたい。医療は、帰還する方々の要望の多い項目となっているが、医療人材や介護福祉人材が不足しているという問題がある。この対策についても、検討会にて副町村長並びに医療関係各医師会、厚生労働省関係の方々と共に議論しているところである。

渡辺委員長：他にご意見はあるか。本日は、第一回目であり方向性の把握が難しい中でありながら、多数のご意見が出たと思う。それぞれ町民が直面している課題は多数あり、一緒くたに議論することは難しいと思うが、事務局の方で意見を取りまとめていただきたい。では、すべての議事が終了したため、事務職に進行をお返しする。

遊佐：次回については、11 月 21 日の 13:30 から開始したいと思うが、後日正式にご案内差し上げる。また、次回の開催までに中間報告を個別にさせていただくこともあろうかと思うので、よろしくお願いしたい。

以上